高校生のお子様がいらっしゃるご家庭へ





子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- 〇子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、 低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- ○高校生分の子育て給付金を受給するには、

申請が必要な場合があります。

- 〇以下のフローチャートを参考に、該当する方は、 お住まいの市区町村に申請手続をしてください。
- ① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか? (令和3年4月分の児童手当を受給していますか?)

 YES
 NO

 ② 高校生のお子さんについて、 令和3年4月分の児童扶養手当や 特別児童扶養手当を受給していますか?

 YES
 NO

支給要件を満たす場合、申請は不要です!

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金 を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、 お住まいの市区町村で 申請を行ってください!

詳しくは裏面参照

- ※ 申請の受付期間は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村に御確認ください。

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、 お住まいの市区町村の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、 指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5 万円

3. 支給対象者

2

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満) (1)を養育する父母等
 - (※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
 - ■令和3年度住民税(均等割)が非課税の方 または
 - ■令和3年1月1日以降の収入が急変し、 住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の

"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった 不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(また は警察相談専用電話(#9110)) にご連絡ください。